

第202500139229号  
防起第1239号-1  
発境防第555号  
令和7年9月3日

中国電力株式会社  
代表取締役社長 中川 賢剛 様

鳥取県知事 平井 伸治



米子市長 伊木 隆司



境港市長 伊達 憲太郎



島根原子力発電所に係る原子力安全対策を担う鳥取県・米子市・境港市に対する  
財源措置の適正化等について（通知）

鳥取県、米子市及び境港市は、貴社の島根原子力発電所について、立地地域と同等の原子力安全対策を行ってきているところですが、周辺地域であるということをもって、立地地域では国の立地交付金等の財源措置、貴社の財源負担、核燃料税・固定資産税・法人事業税等の歳入が保障されているのとは比べ、周辺地域の原子力安全対策に係る財源は格段に乏しいと言わざるを得ません。そのため、貴社に対し原子力安全対策に係る財源負担を申し入れ、人件費等一部の費用負担には応じていただいているものの、島根原子力発電所2号機稼働もあり、周辺地域と立地地域との財源措置の格差がここ1年で大きく拡大するに至っています。他方において、税金や雇用など地域への還元がないまま、周辺住民が原発立地に伴う財政需要を自らの税金で賄わざるを得ないということは、不合理であり到底住民の理解を得ることはできません。

こうした現状を打開するため、貴社におかれては、実情に即し更に踏み込んだ財源措置について速やかに検討され、立地地域と周辺地域との均衡が図られるよう、財源措置の適正化に向けて下記のとおり強く申し入れます。切実な事情を御賢察の上、1日も早く御高配賜るようお願い申し上げます。

## 記

- 1 貴社におかれては、ひとたび原子力災害が発生すれば、立地・周辺にかかわらず広範囲にわたり被害が及ぶおそれがあること、住民の安心・安全の確保に向けた原子力安全対策については立地・周辺の差異はなく法的に求められていることを改めて認識し、立地地域のみならず周辺地域に対しても同等の配慮を行う基本的な姿勢を明らかにすること。

2 国は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の対象地域を10キロ圏内から30キロ圏内に拡大し、原子力安全対策を義務付ける範囲と併せて、財源措置に関しても立地地域と同等とするよう方針を改めることとしたところである。こうした中、貴社は今年度から立地地域に対し新たに10億円程度（人件費及び島根半島震災対策事業費）の財源措置を行うこととされ、これにより、国の方針とは異なり、立地地域と周辺地域で財源措置の格差が拡大することとなった。島根県におかれては、貴社から財源措置を受ける島根半島震災対策事業費について、来たる9月定例県議会に予算を上程されると報じられている。

貴社におかれては、国の方針変更の重要性を十分踏まえ、周辺地域に対して立地地域と同等の財源負担を行うことを速やかに明らかにし、周辺地域の要請に真摯に向き合い、その実現を適切に図ること。

3 山口県上関町における中間貯蔵施設計画について、貴社の立地可能性調査で整備が可能と判断されたと報道されている。これが島根原子力発電所に係る使用済み核燃料等に今後関わるものとなるのであれば、周辺地域に対しても丁寧に説明するなど、速やかに情報共有を行うこと。